平成２７年（フ）第８００号
横浜市神奈川区松本町１－３－52
破産者　株式会社ナモ
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２７号
横浜市戸塚区平戸町1139番地
破産者　株式会社オー・エヌ・オー
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
長野県飯田市座光寺4600番地１
破産者　株式会社千夢
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１６０号
滋賀県彦根市西今町1249番地10
破産者　有限会社豊城
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２９号
滋賀県近江八幡市鷹飼町南４丁目５番地20
破産者　株式会社Ｌｉｃｏｍ
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９９号
鹿児島県霧島市国分重久字牧神2760番４
破産者　有限会社フォレストプロ
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１２４００号
埼玉県越谷市蒲生本町13―63
破産者　市川　　忠
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７７５号
東京都板橋区徳丸７丁目２－７－403
破産者　廣瀬　晴美
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４号
和歌山県橋本市清水1434　増田良三方、開始決定時の住所東京都台東区浅草橋３丁目16－６－701　クレアシオン浅草Ⅱ
破産者　増田　良樹
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１９号
東京都葛飾区西亀有３丁目31―20―302
破産者　川嶋　　亮
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５３７号
長野県塩尻市大字広丘野村字角前2008番地
破産者　有限会社富田工務店
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７９４号
東京都港区新橋１丁目17番１号　新幸ビル４階
破産者　住環境総合研究所株式会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５５号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３－３－12、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区豊町６丁目23番13号
破産者　三輝興業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５７号
東京都品川区豊町６丁目23―13
破産者　野尻優三郎
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６３６号
東京都板橋区高島平２丁目26－４－503
破産者　袖山　良江
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４８４号
東京都世田谷区船橋４丁目29―11―201
破産者　照井　友子
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７４９号
埼玉県越谷市大字平方1394―49
破産者　有賀　　靖
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８１１号
埼玉県富士見市大字水子1297―45
破産者　龍石　　学
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８７１号
千葉県印旛郡酒々井町ふじき野２丁目１番地２
破産者　有限会社ＺＥＲＯ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８７２号
東京都狛江市中和泉５丁目15―７、開始決定時の住所東京都世田谷区大蔵５丁目20―１コモレビ大蔵Ｇ101
破産者　出原　　聡
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９０７号
福岡県大野城市御笠川４丁目４番11号
破産者　有限会社アドストリーム
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９０８号
千葉県市川市平田３丁目５－８－101
破産者　松山　修一
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部